(利用者の皆さんへ)

福祉有償運送サービスの事業内容

伊根町社会福祉協議会

福祉有償運送事業とは

福祉有償運送事業は、公共交通機関の利用が困難な方を対象にした外出支援サービスで、本会では、道路運送法第79条に基づき、自家用有償旅客運送者として運行しています。(国土交通省の許可により運行しています)

登録された利用者が主に病院への通院や入退院、公共機関での手続きなどの外出を支援するものです。

利用できる方は

お一人で公共交通機関を利用できない人で次の内容に該当し、本事業に利用会員登録している人。

- ①65歳以上の高齢者で要支援、要介護認定を受けている人
- ②身体障害者福祉法による手帳を持っている人
- ③人工血液透析を受けている人
- ④その他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により、単独で移動が困 難な方
- ⑤医師が福祉有償運送サービスを必要とする内容の診断書により利用可能

利用できる日は

月~金曜日 午前8時30分 ~ 午後5時

※ ただし、祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。

利用できる内容は

- ① 通院または入退院
- ② 公共機関での手続き (例:役場、保健センターなど)
- ③ 買い物 (伊根町内、与謝郡管内)
- ※ 出発か到着のどちらかが利用者宅(伊根町内)であること。
- ・利用可能な例 ○利用者宅 → 病院 ○利用者宅 → 買い物
 - ○利用者宅 → 役場 ○利用者宅 → 理美容院
- 利用不可能な例 ×病院 → 病院(転院)
 - ×病院 → 施設

利用できる範囲は

出発と到着のどちらかが伊根町。
送迎範囲は、伊根町、与謝野町、宮津市、京丹後市、舞鶴市。

利用料金は

15分間まで500円 以後15分ごとに500円加算

利用会費は

初回は年会費として2,000円を別途頂きます。 次年度からは1,000円を頂きます。

利用申し込みは

利用日の2日前までに社協に電話で予約します。

また、予約を忘れていたという理由での、前日及び当日の利用申込には対応できないことがあります。

下記の利用条件を承諾ください

- ① 予約無しの当日など、緊急の利用は対応できません。
- ② 家族などで対応できる場合はそちらを優先してください。
- ③ 移送中の事故による補償は、本会が加入している保険の契約の範囲内とします。
- ④ 台風・大雪などの悪天候や交通状況などにより、運行が遅れたり中止する場合があります。
- ⑤ あらかじめ利用者と協議した行程のみとし、途中の寄り道はできません。
- ⑥ 他の方と乗合になる場合があります。
- ⑦ 運転手はベッドから車椅子への移動などの介助はできませんので、介助が必要な方は、 必ず付添の方が同行してください。付添者に利用料はかかりません。
- ⑧ 利用は会員登録された方に限ります。付添者が診察等を受けていただくことは出来ません。
- ⑨ 利用料金は、できる限りつり銭がいらないようにお願いします。
- ① 救急車的な利用の対応は出来ません。
- ① 運転手への暴言等、無理難題を言われる方のご利用は控えてもらいます。

お問合せ 伊根町字泊1番地 社会福祉法人伊根町社会福祉協議会 電話 32-0176